

・国民年金 2分の1税金負担 厚生年金 2分の1会社負担

・65歳支給 受給日は60歳から75歳で選べる

・特別支給の老齢厚生年金は本来の年金とは別

・離婚分割 合意分割・3号分割

○ 少子化対策

・年齢による経過処置

・特別支給の老齢厚生年金の段階的廃止

・厚生年金保険料を2004年から2017年度にかけて引き上げてきた

・厚生年金保険の適用拡大 2024年10月 51人以上20時間以上

・高齢者雇用安定法 2021年4月施行 原則70歳まで雇用努力義務

・積立金 年金積立金管理運営独立行政法人(GPIF)

・マクロ経済スライド